

幕別町議会議員の定数及び議員報酬の あり方調査特別委員会会議録

- 1 日 時 令和8年6月12日
開 会 午前10時00分
閉 会 午前11時14分
- 2 場 所 役場3階委員会室
- 3 出席者 畠山美和 塚本逸彦 山端隆治 内山美穂子 小田新紀 長谷陽子
酒井はやみ 荒貴賀 野原恵子 石川康弘 岡本眞利子 小島智恵
藤谷謹至 田口廣之 谷口和弥 藤原孟 中橋友子
議長 寺林俊幸
- 4 傍聴者 大健太郎（勝毎） 松本遼司（道新）
- 5 職務のため出席した議会事務局職員
局長 佐藤勝博 議事課長 岩岡夢貴 係長 渡辺 優
- 6 審査事件 1 議員の学校「（仮称）まくべつ議会未来塾」について
2 議員の定数及び議員報酬のあり方に関するまとめについて
3 今後の進め方について
4 その他
- 7 議事概要 別紙のとおり

幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会委員長

中橋友子

◇ 内容

(開会 10:00)

- 委員長(中橋友子) ただいまから、第8回幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会を開催いたします。

ここで、諸般の報告を行わせていただきます。

議会事務局長。

- 議会事務局長(佐藤勝博) 本日、酒井委員より遅参する旨の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

- 委員長(中橋友子) 本日、報道機関から撮影の申し出がございました。これを許可してよろしいでしょうか。

よろしいですか。

(はいの声あり)

それでは、許可いたします。

それでは、議事の1番目、議員の学校「(仮称)まくべつ議会未来塾」についてお諮りをさせていただきます。

本件につきましては、3月19日に開催いたしました本委員会で、この企画を議会運営委員会に委ねるということにいたしまして、提案をしていただくことになっておりました。

この企画案が議会運営委員会で整理され、資料として提供されておりますので、本日は小田委員から内容についてご説明をいただきたいと思っております。

小田委員よろしくお願ひいたします。

小田委員。

- 委員(小田新紀) それでは、説明をさせていただきます。

資料1ページからご覧ください。

名称については、仮称ですがまくべつ議会未来塾というふうにしております。

目的につきましては、書いてある通りであります。町の参加者の方に、町の課題を自分ごととして考えていただく機会、そして将来の議会や地域活動の多様な担い手の裾野を広げるということを目的としています。

限られた期間でありますので、限られた回数と内容というふう限定されてしまうところはあるのですが、議会運営委員会の方でもやる意義はあるだろうということで企画してきました。

期間については8月から11月の4回ということになります。それプラス、任意の参加企画というのもあります。

後程チラシの方でもご確認いただければと思いますが、1回から4回まで、このような日程で予定をしているところであります。

参加費については今回は取らないというふうに考えております。

2ページ目、7の実施内容の方に飛ばさせていただきますが、参加される方にとって、受け身の講義的な内容だけでは、なかなか主体的な取り組みにはならないだろうということで、やはり、主権者教育という意味も非常にありますから、主体的に関わっていただくというようなことで、全体構成の流れとしては、最初からその立候補というのを前面に出すということではなくて、まず議会って何だろうか。そして、議員って実際どんな活動をしていて、どのような1年を過ごしていくんだろうか。そんなことを一緒に取り組んでいく。

そして、自分であれば、どんなことをしていきたいのか。最終的には立候補というところに思いが高まれば、立候補するにはどうしたらいいのか、そういった具体的な手法、そういった自然な順序で、最後に向けて、少しずつ現実感を高めていただくとような構成を流れとしています。

もし立候補いただくというような気持ちになられる場合においては、履行の期間も含めて11月ぐらいにはやはり終わらなければいけないだろうということで、この期間設定にしているところであります。

開催にあたっては、基本的には全議員での参加ということを考えています。これは毎回、4回とも全議員が毎回参加するののかどうかっていうところは、また少し、まだまだ議論が至ってないところもあるんですけども、全員でやはり共有しながら進めていく。そして、参加者ももちろんですけども、我々議員も一緒に学んでいくというようなスタンスも考えているところでございます。

その他、10番の遵守事項というところになりますが、この辺りは我々の方で相当留意をしながら、中立性公平性を確保していくということが大事になります。

この後、もし皆さんの確認が取れましたら、チラシを6月17日までに完成させるということ。そして、そこがぎりぎりのところになっておりますので、7月から募集開始ということになります。

チラシやホームページで公表するということになりますが、なかなかそれだけでは、多くの方が集まってくださるとはそういった類のものではないかなというふうに思っておりますので、議員の方からも、一人ひとりしっかり声をかけながら、呼びかけていくということになるかと思えます。

チラシの方になります。

5ページですが、先ほど申し上げた通り、立候補者を育成するんだというような意味合いは、我々の中ではそういう押さえはありますけれども、チラシの中ではそういったことが出ないようなということを意識しています。少し情報量が多いんですけども、参加する興味を少しでも持っていただく方が、このチラシの中で内容についてしっかり確認して安心して参加できるようにというようなことで、そんな思いで作成しております。

チラシの2ページ目を見ていただいて、少し繰り返しになりますが、プログラム内容ということで第1回は議会って何をしているところ、議会全体を知ってもらうというところでありまして。

もちろん講義的なことも、前半あるわけですけども、最初のアイスブレイクであったりとか、途中のワークショップ、そういったことを取り入れながら、町の課題も一緒に探りながらというふうに書いております。

そして、右側に議員との懇談テーマとありますが、これはあくまでも、一例として載せていますけれども、毎回、議員と参加者が、自由に懇談をするという時間を設けながら、おそらく参加される方も、ここに書いてあるテーマ以外のものをですね、興味を持っての方も、多々いらっしゃるかと思いますので、そういったところが話題になればいいかなと思っております。

2回目が、議員のリアルな活動ということで年間の活動、議会の活動を知るとともに、議会がある日ない日含めて、議員がどういった活動をしているか、そして、自分であれば、どのような1週間になっていくんだらうかということイメージしていただくということでありまして。

3回目については、後に簡単なものになりますけれども、一般質問や政策提案と一緒に作っていくと、自分が参加される方が1回目2回目で、考えられた課題等をどう提案に結びついていくか、質問に結びつけていくかということが出来ます。

4回目には、いわゆる規則的なものを、しっかりと押さえていただくということになります。その他、任意参加企画ということで、傍聴体験というもの、プログラムの中に入れればいいんですけども、限られた回数でありますので、任意参加企画というふうにしております。

また、家族がご心配される可能性もあるということも聞いておりますので、家族説明会というものも入れたりとかですね。

それから、第3回で、政策提案作るだけではなくて実際にやってみたいというようなこともですね、そういったことを促していきたいなとは思っておりますけれども、そういった機会も、作っていければなというふうに考えております。

簡単ではありますが、以上のようなことで議会運営委員会では、企画をさせていただきましたのでご質問、ご意見、いただければと思います。

以上です。

○委員長（中橋友子） 議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤勝博） 一点、事務局から補足させていただきます。

本日のチラシの中で誤字等がありますのでお知らせいたします。

6ページ、チラシの2枚目をご覧いただきたいと思います。

9月15日の日程のところ、真ん中の黒字ですが、議会がある日ない日の活動の次に、「寺町」となっておりますが、正しくは「年間」であります。

もう1か所は、一番下ですが、大切にしたいことのところの1行目ですが、この取組は「特定の政党、政党」と政党が2つ重なっています。

後段の政党を「個人」に訂正をお願いいたします。

もし、その他にもお気づきのことがあれば、事務局にお知らせをいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（中橋友子） ただいま、小田委員から議員の学校、まくべつ議会未来塾について、ご説明をいただきました。

初めにただいまのご説明をいただいた内容について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見ございませんか。

ご質問がなければ、次に、この企画案について、ご意見もないということでありますので、この企画案についてお諮りをさせていただきたいと思っております。

本企画につきまして、原案の通り進めることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

10：12

（酒井委員入室）

○委員長（中橋友子） 異議なしと認めます。

それでは、本企画につきましては、原案の通り進めることといたします。

なお、まくべつ議会未来塾については、全議員で対応することを基本にし、今後は、議会運営委員会の所管として、開催に向けた事前の準備や当日の運営体制など、具体的な協議や調整を行っていただいた上に、適宜、全議員で情報を共有しながら進めて

いくことといたしたいと思います。

このことについて、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○委員長（中橋友子） それでは、特に異議がなければ、この通りに進めさせていただきます。

それでは、議題の2番目に入らせていただきます。

議員の定数及び議員報酬のあり方に関するまとめに入らせていただきます。

前回までの本委員会では、各委員のお考えを深掘りしながら、質疑を行い、全体での共有を図ってきたところであります。

本日の配付資料の7ページから11ページには、6月10日の各委員の主な発言内容を緑色で追記を行っておりますので、ご確認をお願いいたします。

その上で、議員定数と議員報酬の両方で、それぞれ相違する複数の案がありましたことから、本日は、これらの複数の案をさらに集約し、一つの方向にまとめていくことができないものか。皆様と議論をして参りたいと思います。

改めて、現段階で、皆様のお考えを整理いたしますと、適正な議員の定数につきましては、①16人、②17人、③17人から18人。④現状維持、これは19人です。

4つの原案であります。

また、適正な議員報酬の月額につきましては、①23万2,000円程、②23万3,200円程、③25万6,000円程、④26万2,000円、⑤30万円、⑥現状維持、これは21万2,000円の6つの原案であります。

これらの相違する原案について、お互いの共通点や合意形成が図れる考えを探りながら、一定の方向性を見いだしていくために、皆様から前向きなご意見やご提案をいただければと思っています。

なお、現段階での原案のうち、議員の定数と議員報酬の金額が定まっていないものについては、明確にさせていただきたいと思います。

具体的に申し上げますと、議員定数では「17から18人」とする案。また、報酬では「23万2,000円程」とする案。「23万3,200円程」とする案。「25万6,000円程」とする案であります。また「25万6,000円程」とする案については、定数を3人削減することによって、減額分を現行報酬額に上乗せするとのお考えに基づく案であります。

定数が3人減との結論に至らなかった場合、再度お考えについて確認し、整理する必要があると考えますが、あらかじめ、ご承知をさせていただきたいと思います。

これらを踏まえまして、今の確認の提案であります。皆さんからご発言がありましたらお受けしたいと思います。

石川委員。

○委員（石川康弘） 定数についても、私が一番少ないので、どこかに落とすところを見つけなきゃいけないんだろうなというふうに、先日もいろんな人から意見を聞いて、決めて参りました。私の場合は、今委員長が言われた通り、定数と報酬がちょっと、密接の関係を示しておりますので、それも含めて訂正をしたいなというふうに思っております。自分の中でちょっと条件はあるんですけども、それも後で付け加えても大丈夫ですか。

○委員長（中橋友子） 全部発言してください。自分の思いは発言してください。

石川委員。

○委員（石川康弘） 基本的私の思いは変わらないんですけども、皆さんのね、意見を

聞きながら、どこか、やはり到達点を見いださなきゃいけないので、私の意見に一番近い、定数については17名というところで私は決めて参りました。

報酬についてはですね、それも一番近いところで、5万円アップの26万2,000円ですか。これに同調したいなというふうに思います。

私の思いですけども、実は先日芽室に研修、議運で行きました。私も議員のメンバーではないんですけども、オブザーバーとして参加させていただきました。本当に感謝申し上げます。その中で、感じたことは、芽室町議会で会派がないということを強調されていました。私はこの会派があるかないかについてはまた別に、議論はすべきだと思うんですけども、このことがもしって言ったら、ちょっと語弊あるかもしれませんが、会派がなくてね、もっと平場でもっと議論できたら、もっと違う答えが出たのではないかなというふうに私は感じています。今となったらどうしようもないんですけども。そういったことも含めてね、今後、会派について、ぜひ議論する機会を、どっかで与えていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（中橋友子） ありがとうございます。

定数と報酬に思いに至る過程での今のご発言と受けとめたいと思います。

他にご発言ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、他にご発言がなければ、ただいま石川委員から、定数は17名、それから報酬は26万2,000円というふうに修正するお考えが提案されました。

従って、石川委員が、定数で発言されていましたが16人につきましては、これは、除きまして、17人からの案をお諮りさせていただくこととなります。

それから、議員報酬につきましても、報酬26万2,000円という、石川委員のご発言がありました。

これまで石川委員は、先ほど申し上げましたように、3名を削減しその分を上乗せするというので、試算していただいて、25万6,000円という案になっておりました。今、訂正なされましたので、この25万6,000円というのも省かせていただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、その他にご発言調整も含めてございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） では、再度案について確認をいたします。

定数は、17人。それから、17人から18人。そして、現状維持の19人という3案になりますが、よろしいでしょうか。

小田委員。

○委員（小田新紀） 意図をしっかりと理解してなくて、発言してなかったんですが、私が17から18というのが1つの候補になるということでしたので、変更をさせていただきたいなというふうに思っております。

結論から申し上げますと、17ということに、変更したいと思えます。

これまでの議会運営委員会それから地域の皆さんとの多くの話し合い、そして、この特別委員会での議論を経まして、これまでの考えは変わりはないんですけども、

これから議論を収束していくためにということも含めまして17というところが、私が最終的に判断した数字となります。

○委員長（中橋友子） わかりました。

ただいま小田委員から、17名から18名としていたところ、変更いたしまして、17名にするというご発言でありました。

このことを確認してよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（中橋友子） そうしますと、再度、定数についての、原案の整理をさせていただきますと、①に17人②に現状維持の19人、この2つの案になります。

これで確認させていただいてよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（中橋友子） 次に、適正な議員報酬であります。再度確認をいたします。ご発言をお願いしたいと思います。

「23万2,000円程」という提案でありました。現実には、条例改正をしていくときには、「程」ということが入ることにはなりません。

従って、この金額にすべきだという、確定した数字を、「程」と提案された方につきましては、再度発言をお願いしたいと思います。

一つには、発言をお願いしたいのは、「23万2,000円程」とされていた方。あるいは「23万3,200円程」とされていた方。

2つであります。

野原委員。

○委員（野原恵子） 私は報酬の方は、23万2,000円程という発言をしております。

皆さんの意見を聞きまして検討した結果、きちっとした数字が正しいかなと思いついて、現状の10パーセント増し、23万3,200円としたいと思っております。

ただいま野原委員から発言がございまして、23万2,000円程というのは、23万3,200円に確定ということで、確認させていただきます。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） 私は「程」をとります。以上です。

○委員長（中橋友子） はい。わかりました。

ただいま藤原委員から23万3,200円程の「程」を削除するというのでありまして、23万3,200円に確定するという発言でありました。

よろしいでしょうか。

それでは、改めて、報酬についても再確認……。

荒委員。

○委員（荒貴賀） 私も前回、26万2,000円程ということで提案させていただいたので、修正をさせていただければと思います。

私も今回皆様のご意見等を踏まえて、地域の住民の方混乱を踏まえてですね、現状の1割程度の報酬、1割の報酬額増で23万3,200円で、提案させていただければと思います。

○委員長（中橋友子） わかりました。ただいま荒委員から、23万3,200円の提案でありました。確認してよろしいですか。

他にございますか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは確認をさせていただきます。

議適正な議員報酬の皆さんの案は、①23万3,200円、②26万2,000円、③30万円、④現状維持21万2,000円の4案となります。

よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（中橋友子） 暫時休憩の申し出がありましたので、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（中橋友子） それでは休憩を解いて再開いたします。

議論の過程で、報酬につきまして、4案で整理をさせていただきましたが、その後に、この整理にあたって、さらにご意見をお持ちの方がいらっしゃるということがわかりました。

従って、この発言を認めたいと思います。よろしいですか。

（はいの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、4案の中で、自分の提案したものに対して、変更の考えをお持ちの方、挙手をして発言をお願いしたいと思います。

小田委員。

○委員（小田新紀） 議員報酬について変更を希望します。

当初より30万ということで、意見を述べさせていただいておりました。

これも、先ほど定数と同じで、様々な議論の中で、報酬のあり方としてはこの数字が適切だという考えは変わりませんが、段階的に考えていくべきかなというふうな考えに至りましたので、26万2,000円をお願いいたします。

○委員長（中橋友子） ただいま、小田委員から、30万と提案していた金額であります。これを26万2,000円に変更するというご発言でありました。

確認させていただいてよろしいですね。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 私も小田委員と同じ考えで、26万2,000円です。

新聞報道等で、やはり、芽室町が思い切った金額を出したので、影響というか考えもありまして、思い切った数字ということで30万円を提案したわけですが、現実的に考えると、26万2,000円が妥当かなという考えです。

○委員長（中橋友子） 小田委員、藤谷委員から、30万を26万2,000円に訂正する発言がございました。

田口委員。

○委員（田口廣之） 自分も、小田委員、藤田委員と同じ26万2,000円を提案したいと思います。

○委員長（中橋友子） ただいま田口委員から、30万から26万2,000円に変更するというご発言でありました。このように確認させていただきます。

従いまして、30万という金額を提案されていた3名が全員、26万2,000円に変更するご発言でありましたので、原案の中の30万という数字は、削除させていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（中橋友子） そうしますと、適切な議員報酬の月額につきましては、原案として残りましたのは、①23万3,200円、②26万2,000円、③現状維持21万2,000円の3通りであります。

このように確認させていただきます。

よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、最初に定数ですね。

異議がありませんので、それでは、ただいままで議員報酬、議員定数の確認、それから議員報酬の確認、繰り返し行わせていただきました。

再度申し上げます。

議員定数については、17名と、19名の案です。

それから、議員報酬につきましては、23万3,200円、26万2,000円、21万2,000円の3通りであります。

今後これにつきまして、採決を行って参りたいと思います。

表決の順序につきましては、会議規則第77条の6において準用し、第88条第2項において、数個の案が提出されたときには、原案に最も遠いものから先に、表決を図るとされております。

この規定に基づきまして、初めに、現定数の採決に入らせていただきたいと思います。

現定数19人に、最も遠い案は17人であります。議員定数17人とする原案について、討論を行います。

討論は、原案に反対の方から、17にすることに反対の方からの討論を許可したいと思います。

よろしいでしょうか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 私は、反対の立場で発言をしますと、この間、約2年弱にわたって定数と報酬のあり方について議論をしてきました。町民との意見交換会や、町トークカフェ、各種団体との意見交換も行い、多くの声を聞いてきました。

その中で私は一貫して、議員定数は何人にするかという数字の問題としてではなく、町民の声をどれだけ議会に届けられるのかという問題だと考えてきました。

定数削減の理由として、人口減少や、前回無投票だったこと、また類似町村との比較などが挙げられてきました。

確かに人口減も無投票も議会として真剣に受けとめなければならない課題であり、類似団体との比較も判断材料の一つだと思います。

ですが、私はそれらを理由に定数を削減するべきだという結論にはなりませんでした。

その理由を3点述べます。

まず1点目ですが、類似町村との比較についてですが、人口や面積が似ていたとしてもそれぞれの自治体には異なる歴史的経過や地域特性があります。幕別町は本町、札内、忠類と、広い地域に市街地が分散し、加えて広大で重要な役割を果たしている農村地域があり、地域ごとに課題も違います。

また、農業や商工業、子育て世代、高齢者、障がいのある方など、町民の暮らしや仕事も多様です。そうした様々な課題を丁寧に把握し、町政に反映していく役割を果

たしていくことを考えますと、定数を減らすのは逆行することになると考えました。

2点目ですが人口減少が定数減の理由になるかについてです。

人口が減っても、行政課題がそれに比例して少なくなるわけではなく、むしろ増えています。人口減で言うなら、今後の変化によってどんな影響が出てくるのか、幕別町の実情に応じて、細やかな対策の検討も求められます。

そうしたことから考えても、現状の3つの常任委員会体制を維持しながら、行政をチェックし提言を行っていくためには、人口減であったとしても、現在の議員数が必要だと考えます。

3点目ですが、この間の議論の中で、定数を17に減らすことで、議員の質が上がり、議会の機能が向上するという意見も出されましたが、その根拠は明らかにならなかったと考えます。

少数でも質の高い議論ができる、効率化できるというのは、可能性としてはあるかもしれませんが、それは今の定数であっても当然追求していかなければならないことです。

むしろ私は議員が減ることで、町民の声を聞く機会や、議会活動を担う人が減ることを心配しています。

また町民にとって身近な議員が減ることで、議会がより遠い存在になってしまうことも懸念しています。前回の選挙が無投票だったことについても、私は、だから定数を減らすという考えには賛成できません。無投票だったからこそ、どうしたら議会をもっと身近に感じてもらえるのか。新たな人に手を挙げてもらえるのかを考えるべきであって、定数を減らして、門を狭くすることではないと思います。議会がもっと開かれたものにしていくことが必要だと思います。議会の役割は、効率性を追求することではなく、住民の声を聞き、その声を町政に届けること、行政をチェックすること、そして必要な政策を提案していくことだと思います。

私は定数削減が、その大切な役割をより果たしていくことには繋がるとは思えません。

最後にですが、この間の意見交換会でも、現状維持を求める声が、商工会青年部や老人クラブ連合会、また中学生に至るまであらゆる世代から上がりました。長年議会に関わってこられた方からも、これ以上議員を減らさず、声を上げられない町民の声を拾う役割を果たして欲しいという趣旨の意見が寄せられています。私もその考えに共感します。先月の議会報告会のアンケートでは、議員に望むこととして、最も多く寄せられたのが、町民との対話でした。求められているのは議員を減らすことではなく、議員一人ひとりがもっと町民の中に入り、声を聞き、その声を町政につなげていくことではないでしょうか。私は、今の19人、今は18ですが、定数いっぱい議員がその役割を果たしていくことこそ、議会の活性化に繋がり、より町民の皆さんにとって身近な存在になっていくのではないかと考えます。

以上のことから、私はこの2年間にわたる議論を通じて、19人から減らしていくという十分な理由は見いだせませんでしたので、削減には反対します。

以上です。

○委員長（中橋友子） 討論は反対があり、賛成があり、反対があり、賛成とこういう手順になっております。

その次に、お考えをお持ちの方反対の方は申し出ていただきたい、このように思います。

よろしいですか。

(はいの声あり)

○委員長（中橋友子） それでは次に、この原案に賛成の発言を許します。

岡本副委員長。

○副委員長（岡本眞利子） ただいま議題となっております適正な議員の定数において、現行19に対して2減の、すなわち17名に賛成の立場で討論をさせていただきます。

近年町村議会議員選挙において、無投票当選が増加し、一部の町村では定数割れが生じるなど、議員のなり手不足が深刻化をしております。

議員のなり手不足は、住民の多様性を反映した合議体である議会の機能に大きな影響を及ぼすだけではなく、地方自治の弱体化を招きかねない大きな問題と認識しております。

なり手不足は様々な要因が混ざり合い、地域にある議会議員の仕事や議員活動に見合っていない報酬にも関連があるのではないかと分析したところであります。

幕別町においても、年々人口減少が進み、町議会議員定数も、直近では、平成29年1月に20名から1削減の現行19名になり、今日に至っております。

しかしながら、同僚議員が2年前に亡くなっております。

それから、定数が19名から18名で、2年間、議会活動を進めてきております。1名減による負担はあったかと思いますが、どのようにすれば、活発な議会活動ができるのか、常日頃、先輩議員や会派間で意見を交わすなどをして、進めて参りました。安易に議員定数を削減することで、この町で暮らす町民の利益に繋がるとは考えてはおりません。

しかし、一方、町民とのまちトークカフェなどで、議員の姿が見えない、議員が何をしているのかわからないなどという、議員定数は大幅に削減すべきとの厳しい意見もいただいたのも事実であります。

また、前段で述べたように、議員のなり手不足や、将来の議員のために、報酬だけではなく、待遇や、議員活動のしやすい環境整備の構築も、今後の課題と受けとめております。

定数については、議会が自ら身を切り、改革していく姿をあらわすこと、それこそが、町民からの信頼に答えるものであると思っております。

議会は、今変わらなければならない時期に来ているのではないかと感じております。

従いまして、人口規模や、財政状況を鑑み、17名が適正な議員定数であると考えることから、賛成討論といたします。

以上です。

○委員長（中橋友子） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 原案に反対の立場で意見を述べさせていただきたいと思っております。

これまでも色々と特別委員会の中で発言してきたので、重複することはやめたいと思うんですけども、議会改革の一環として、この定数問題、報酬問題ができています。定数と同数で選挙にならなかった前回の選挙のことを重く受けとめるということも、この議論の発端であります。

私が思い描く次の世代への責任ある選挙のあり方。これは選挙のあり方というのは、議会をつくる上で大事なことです。どのような選挙になるのが望ましいかというふうに考えたときに、私の考える方法は定数はそのままにしておいて、いろんな人が

立候補する条件を残しておいて、そして立候補するための土壌、何回も言っている、議員学校などを成功させることで、19人の定員であっても、選挙になるということになるという中では、より若い人などが、立候補する条件もできるし、もっと家庭にいろいろ負担がある、そんな人もね、移行する条件ができていて、いろんな意見が反映できる議会になっていくんだと思います。

繰り返します。定数19で、そして選挙になる、そんな形を目指す。そして、次の議会でね、いろんな人が加わった中で、この定数問題は、考えていくことでないかな。これで17という案にしておいて、そして次の選挙を迎えました。17では成功ではないわけですよ。18だったらいいのか、19だったらいいのか、19なら今と一緒だ。私はそういうふうに思わないものだから、条件はちゃんと残しておいて、19の現状を残しておいて、そして、次の選挙に臨む形が、私が考える、次の時代への選挙の責任のある姿勢だというふうに考えております。

以上です。

○委員長（中橋友子） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

他に討論はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議員の定数を17人とする原案に賛成の方は起立を願います。

起立多数であります。

従って、議員の定数を17人とする原案は可決されました。

本委員会の結論といたしまして、議員の定数を17人とする原案が決まりましたので、他の案については、採決を行わない、このように申し上げたいと思います。

よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、次に、議員報酬に入らせていただきます。

議員報酬につきましては、原案から一番遠い報酬額から、賛否をとっていきたいと思います。

初めに、一番遠いのは、26万2,000円とする原案から順に採択して参りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（中橋友子） 異議なしと認めます。

それでは、議員報酬月額を、26万2,000円とする原案についてであります。

これから討論を行います。

まず、この原案に反対者の発言を許します。

荒委員。

○委員（荒貴賀） 26万2,000円に対して、反対の立場で討論させていただきたいと思っております。

議員報酬につきましては、基本的な考え方として、議員の職務遂行に対する役務の対価であるということ、いわゆる地方自治法で定められている、いわゆる生活給ではないということからまず出発する必要があると感じています。特に、今回の特別委員会の議論を聞きますと、報酬と定数についてはかなりリンクされた議論が感じてお

ります。

今年5月に全国町村議会議長から、議員報酬の見直しに関するガイドラインが出ています。ここにも報酬と定数については別に考えるようにとしっかりと記載がされています。議員報酬は議員としての活動の対価として、適正な金額を定めるべきものであり、議員定数は、当該議会の意思決定など、議会の役割を果たす上で必要な人数を定めるべきものであります。

つまり、議員報酬と議員定数はそれぞれ別の理論で議論すべき問題であり、議員報酬を増額するために、財源を確保するための議員定数を削減する理にかなっていません。町村の財政状況を考慮して、議員報酬を増額するかわりに、議員定数を削減することは、住民の理解を得るには効果的かもしれませんが、長期的な視点に立った場合には、地域にとって必ずしもよい結果になるとは限りませんということがですね、記載されています。

私はこうした視点を踏まえたときに、やはり、議員の報酬について、今一度、推計する必要があると感じています。議員報酬につきましては、平成10年に3.4パーセントの増額があった中で、過去27年間、議員の報酬が増えてこなかったという現状を鑑みますと、増額することには反対するものではありません。しかし、議員の賞与につきましては、国の人事院勧告なり、特別職の改定に合わせて議員の報酬が増えてきたということも、やはり踏まえていかないとと思っております。

今住民の生活は長引く物価高騰や、物価上昇に賃金や年金が追いついていません。食料品だけで2万品目、電気やガスエネルギー価格も本当に上昇しています。日本の消費者物価指数は2020年のウクライナ侵攻から4年間で4パーセント上昇しています。2026年は1.6パーセントの上昇、生活が圧迫されていることは明らかです。国の物価対策は、今後改善される状況を認めない中で、議員報酬を5万引き上げることは住民価格に照らして理解を得られるものとは感じていません。

また、財政面です。令和6年度の一般会計に占める議会費は0.7パーセントです。10年前の平成29年度は0.9パーセントでありました。一定程度の増額については理解を得られると思いますが、改革半ばで大幅増額は、住民の理解は難しいと考えております。現在、全国市町村会でも議員報酬だけでは、生計維持できないほどの低水準であることから、町との均衡を考慮して定めることを地方自治法に定めるなど、町村の財政運営に影響を与えないことに、財政措置を求めているというような状況もあります。

こうした状況を踏まえて、議会費については地方財政措置がとられているところを鑑みて、一定程度の財政負担にはならないと感じております。

私は今回の状況に対し、物価上昇率、そして人事院勧告を照らし合わせて、人事院では8.74パーセント、物価上昇率で言えば、5.6パーセントの上昇を考えたときに、議会でも1割の表現が住民の理解を得るためには、妥当であろうと考えているところで、今回の26万2,000円については賛成できるものではありません。

以上です。

○委員長（中橋友子） 次に、この原案に賛成者の発言を許します。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 賛成の立場から討論を行います。

幕別町議会は、令和5年の町議会選挙において、昭和22年の町制施行以来、初めて無投票という事態を迎えました。

この深刻ななり手不足と、議会の持続可能性に対する危機感。そして議会基本条例

の見直しに基づいて、私たちは足かけ2年にわたり、30回を超える議会運営委員会、全員協議会、特別委員会、そして住民との意見交換会。さらには、研修会に参加し、議論を重ねてきました。

その協議過程において、私たちの責務と活動量から月額30万円的大幅引き上げが必要であるという意見も出されました。しかし同時に、私たちは町民の厳しい生活実態と向き合い、町民や各種団体との意見交換会などで様々なご意見を伺ってきました。その中で、報酬を上げるのであれば、議会も身を切る改革を行い、その総額は抑制すべきという切実な声もお聞きしました。

このように、多様な人材を呼び込むための基盤強化という理想と、町民の納得感と、財政健全化という現実のはざままで、私たちが議論を重ねて導き出した最適の落としどころ。それが報酬5万円増額の26万2,000円という選択です。

次の2点において、意義を持つ前進であると確信しています。

1つ目が、町民の納得感です。

定数を2人削減することで、報酬増額による財政的な影響を最小限に抑え込み、報酬総額の増額分を約730万円程度にとどめる試算がされました。これは一般財源における議会費の予算割合を大きく逸脱するものではなく、厳しい財政状況下において、町民に議会の覚悟として十分に説明、そして納得いただける数字です。

2つ目が、社会情勢の変化を踏まえた、最低限の基盤整備です。

平成10年以降、約27年間にわたり据え置かれてきた報酬を、5万円引き上げるとは、この間の最低賃金の大幅な引き上げといった社会情勢、そして私たちの責務と活動量から、妥当であると考えることから、見直さざるを得ない適正な範疇だと考えます。近隣町村や人口規模が類似する町村、七飯町の28万円、中標津の25万5,000円と比較しても、決して過度な要求ではなく、極めて妥当な水準です。これまで以上に議員活動の見える化に努め、デジタルツールを活用したり、地域での対話を重ね、質の高い議論を展開していく必要があると思っております。

これから幕別町議会が持続可能で、次世代に対して責任を持てる、開かれた議会へと進むための第一歩として、最善の決断であると確信し、賛成討論といたします。

○委員長（中橋友子） 他に討論はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議員報酬月額を26万2,000円とする原案に賛成の方は起立願います。

起立多数です。

議員報酬月額を26万2,000円とする原案は可決されました。

従って、本委員会の結論として、議員の報酬月額は26万2,000円と決定いたしましたので、議員の報酬月額を23万2,000円とする原案と、21万2,000円とする原案については、採決を行わないことといたします。

ただいま、26万2,000円を決定いたしましたので、23万2,000円と21万2,000円を原案とすることは採決を行わないと申し上げましたけれども、さらに、原案の中に、23万3,200円という原案がございました。

それでは、この23万3,200円につきましては、採決を行わないということで決定いたします。

よろしいですか。

(はいの声あり)

- 委員長（中橋友子） 次に、議長、副議長、常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の報酬月額についてお諮りをいたします。

委員報酬につきましては、現行より月額を5万円増額する原案が可決されました。

議長、副議長、常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の報酬月額のあり方について、皆様からお考えをお受けしたいと思います。

ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

岡本副委員長。

- 副委員長（岡本眞利子） こちらにつきましても、同等の5万円アップという考えでよろしいのではないかと思います。

- 委員長（中橋友子） ただいま、岡本副委員長から、議長、副議長、常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の報酬月額について、同じく5万円の増額という提案がございました。

他に発言ある方いらっしゃいますか。

- 委員長（中橋友子） それでは、お諮りをいたします。

議長、副議長、常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の報酬月額については、議員報酬と同額の月額5万円を増額することとし、議長は、月額37万3,000円、副議長は、月額30万8,000円、常任委員会委員長は、月額28万1,000円、議会運営委員会委員長も、月額28万1,000円であります。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 委員長（中橋友子） 異議なしと認めます。

それでは、議長は月額37万3,000円、副議長は月額30万8,000円、常任委員会委員長と、議会運営委員会委員長は月額28万1,000円とすることに決定いたしました。

本委員会における議員の定数及び議員報酬のあり方についての結論は、以上の通りであります。

議題の3番目に入らせていただきます。

今後の進め方についてお諮りをいたします。

今後本委員会において調査した事件について、調査の結果を、会議規則第77条の規定に基づき、議長へ報告することとなります。

これまで本件を調査してきた経過や結果を踏まえ、本委員会として報告書に付記すべき事項や、付帯意見など、皆様からご意見やご提案がございましたらお受けしたいと思います。

ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

ありませんか。

(なしの声あり)

- 委員長（中橋友子） ご意見がなければ、議長への報告する本委員会の報告書につきましては、早急に調整を行い、今定例会中に、報告すべきと考えております。速やかに原案を作成し、本会期中に、本委員会を開催の上、内容を審議していただくべきと考えておりますが、皆様のご意見をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長（中橋友子） 異議がございませんので、それでは、議長へ報告する本委員会報告書につきましては、速やかに原案を作成し、本委員会で審議していただくことといたします。

今定例会の日程を考えますと、早急に進めるべきと考えておりますことから、大変急な日程となりますが、6月15日月曜の午後から、本委員会を開催し、報告書の審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、お諮りいたします。

次回の本委員会は、6月15日、13時30分から開催し、報告書の審議を行うことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（中橋友子） 異議なしと認めます。

次回の本委員会は、6月15日月曜日13時30分から開催し、報告書の審議を行うことに決定いたしました。

4、その他に入らせていただきます。

委員の皆様から何かございますか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは以上をもちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。

これをもって本日の委員会を閉会いたします。

（閉会 11：14）